

町外から申請される方へ

令和9年度俱知安町保育施設等利用申請に係る注意事項及び必要書類について

1. 注意事項

- (1) 令和9年度保育所等新規申込期間は、**令和8年11月30日（月）必着**、となっております。記入例等でご確認のうえ、必要事項を全て記入し必要書類を下記連絡先まで提出してください。
- (2) 必要書類は俱知安町のホームページ上でダウンロード可能ですので、**「令和9年度俱知安町保育施設等利用のご案内」（以下、利用案内）を必ずご一読いただき、必要書類を各自ご用意願います。**ダウンロード環境がない場合はご連絡願います。
- (3) 入所確定した場合、令和9年3月31日時点で俱知安町への転入の確認ができない場合は入所取り消しとなります。
- (4) 令和9年4月2日以降（年度途中）の入所申込については、利用案内の13ページを参照願います。

2. 必要書類について

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書
 - ・世帯全員分のマイナンバーの記入欄があります。
 - ・父母のマイナンバーの写し、申請者の顔写真付身分証明書の写し
- (2) 保育所入所申込書
- (3) 保育が必要な事由を証明する書類（父・母それぞれの証明書が必要です）
 - ・就労証明書は勤務先が記入。※証明日が11月以降の日付のものがが必要です。
 - ・4月1日時点での保育の必要な事由を証明してください。（就労予定でも可）
 - ・4月1日時点の就労証明書が提出できない場合は求職申立書等の提出をお願いします。

3. 入所の決定について

○利用定員を上回る申込みがあった場合は、町が定める利用調整基準により優先順位をつけ順位が高い方から第一希望保育施設への入所決定をしていきます。(利用案内2、9、10ページ参照)

○上記の利用調整の結果は、令和9年1月末頃を予定しております。(利用案内3ページ参照)

ご不明な点や、申請書類送付後に申請内容の変更及び申請の取り下げ等が発生した場合は下記連絡先まで速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

●連絡先・申請書類送付先●

〒044-0001

北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目

倶知安町役場 こども未来課こども支援係

TEL 0136-55-6116